

## 21世紀「超高齢化社会」へ向けて

経済調査部 研究員 津田 雅義\*

### <要旨>

21世紀に「超高齢化社会」を迎える我が国が抱える課題は社会保障制度の問題である。現状のトレンドのままでは、現役世代の負担が高くなりすぎて、現役世代と高齢者世代の所得バランスを崩しかねない。極端な現役世代の負担の増加は、勤労世代の勤労意欲を阻害して経済の停滞を招いたり、世代間の助け合いの仕組みである社会保障制度そのものに対する国民的な合意の崩壊を招く恐れがある。

現役世代の過重な負担を軽減するために、3つの方向を指摘した。第一は、高齢者の就業を促進することである。第二は、高齢者の多様性への配慮がもっと必要であるということである。第三は相続税の見直しである。

老後の備えは何らかの形で行わなくてはならないが、どこまでを公的制度で行い、どこからは個人の選択とするのかの国民的合意が必要である。社会保障制度は長期にわたる負担と給付の関係で成り立っており、国民は現在提示されている社会保障制度の将来像を前提に自らの老後を設計するしかない。老後の準備にはそれなりの時間が必要なことを考えれば、将来の改革の方向を明確にかつ、ただちに示す必要がある。

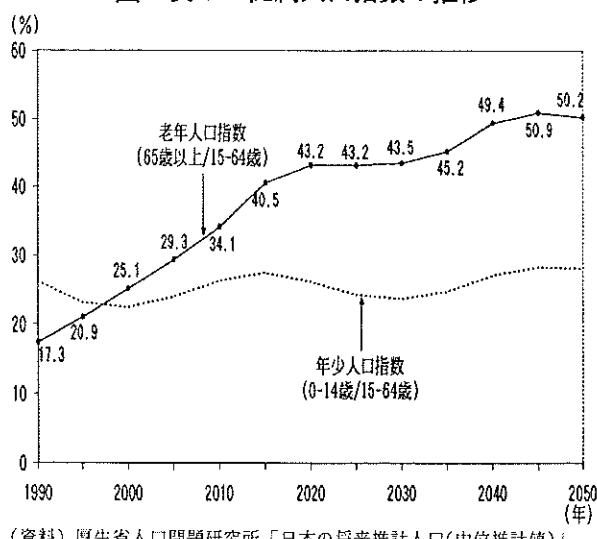
本稿の執筆にあたり、ニッセイ基礎研究所経済調査部の皆様には貴重な助言をいただいた。特に、櫛主任研究員には草稿の段階から全面的にご指導をいただいた。ここに深く謝意を表したい。

\*現在、日本生命 融資総務部融資企画G 主任  
本稿の意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、所属関係する機関の見解ではない。

## I. 急速に進展する高齢化

21世紀に向けて日本社会では急速な高齢化が進んでいる。厚生省人口問題研究所の推計によれば<sup>1</sup>、老年人口指数（65歳以上人口／15—64歳人口）は今後急速に上昇し、現在の20%程度から21世紀初頭には30%を超える水準に達する見込みである。その後も老人人口指数は上昇を続け21世紀半ばには50%を超える「超高齢化社会」がやってくる。現在の「現役世代5人に対して高齢者が1人」という状態が、「現役世代2人に対して高齢者が1人」という割合にまで上昇する。他方、年少人口指数（0—14歳人口／15—64歳人口）は、20%強で横ばいに推移する見込みとなっている。年齢別に見た人口構成は、これまで底辺の広がったピラミッド型から釣鐘型へと変わってきたが、出生率の低下から底が小さく頭部が大きな釣り鐘に変わろうとしている。

図・表1 従属人口指数の推移



(資料) 厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口(中位推計値)」

また、高齢化のスピードが一様ではないことにも留意しておくべきであろう。ボリューム世代のベビーブーマーが高齢期に達するところで、高齢化の進展スピードが高まるからである。この時期には、我が国の経済や社会システムに生じるひずみが急速に広がる可能性があり、問題を最小限に止めるためにも早期に手当することが肝要と言える。

急速に高齢化が進展してきた背景には傾向的な平均寿命の伸びと出生率の低下が存在している。平均寿命の伸びはこれまでの経済発展による栄養状態の改善や医療の普及の成果であり、出生率の低下は、乳幼児死亡率の低下や少なく産んで大切に育てる傾向等を反映した家族の選択、女性の社会進出などを映したものもある。従って高齢化の進展自体は誇るべきことではあるが、一方でこれまでになかった問題を発生させることとなっている。21世紀の「超高齢化社会」を活力のあるものとするためは、将来起こり得る問題に対して何をしておくべきか、どのような政策が有効なのか、我々が進むべき道はどれであるのかを今真剣に考えておかなければならない。

## II. 高齢化と社会保障制度

高齢化という人口構造の変化は、様々な形で我が国の経済、社会にインパクトを与える。マクロ経済的には、労働力人口の伸びの低下と、貯蓄率の低下による資本蓄積の伸びの低下を通じて経済成長率を低下させるであろう。ミクロ的には、人口増加を前提に成り立っていた諸制度の見直しが迫られることになるだろう。これまでピラミッド型の人口構造や右肩上がりの経済成長にマッチしてきた日本企業の年功序列賃金や昇進制度は、

<sup>1</sup>以下本稿では財政再計算とその他の推計の整合性を保つため「中位推計」を用いた。出生率が中位推計よりも低い推移をたどれば将来の負担の増加要因となる。

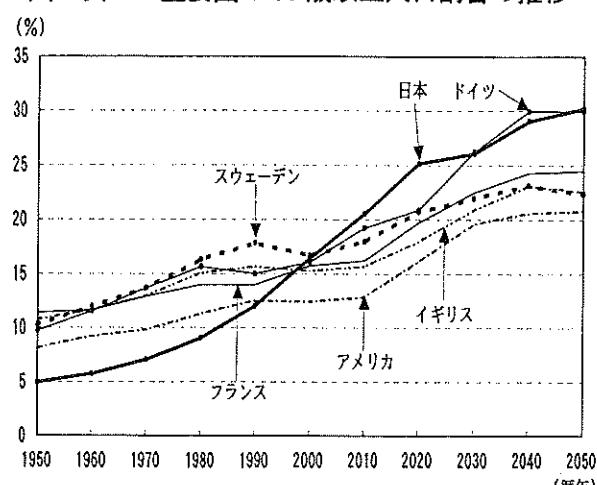
「超高齢化社会」の下では人的コストを増大させ、維持不能となる可能性が大きい。世代間扶養の仕組みを探っている公的年金制度、あるいは給付が高齢者に偏っている健康保険制度などは、現役世代と高齢者世代の所得再分配のバランスを崩しかねない。

以下では、先ず高齢化の影響が最も直接的に現れる社会保障制度に焦点を絞り、各制度に及ぼす高齢化のマグニチュードを明らかにしてみたい。

### 1. 欧米諸国の経験

主要国における高齢者割合の推移を見てみると、いずれの国においても高齢者割合（65歳以上人口割合）はほぼ一貫して上昇しているが、特に我が国の今後の高齢化の進展スピードは突出している。つい最近までは、ここに挙げた先進諸国の中で最も高齢者割合の低い国であったが、2000年ごろを境に最も高齢者割合の高い国へと急変するのである。2010年ごろの高齢者割合は20%に達し、現時点でも最も高齢化が進展しているスウェーデンの水準を上回ることになる。まさに世界でも前例のない高齢化社会へ突入することになる。

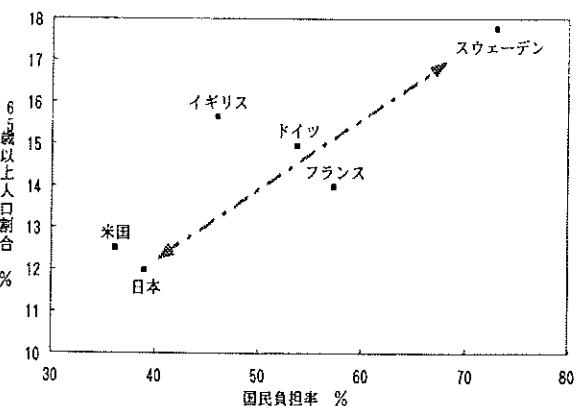
図・表2 主要国の65歳以上人口割合の推移



(資料) 厚生省人口問題研究所「人口統計資料集1993」

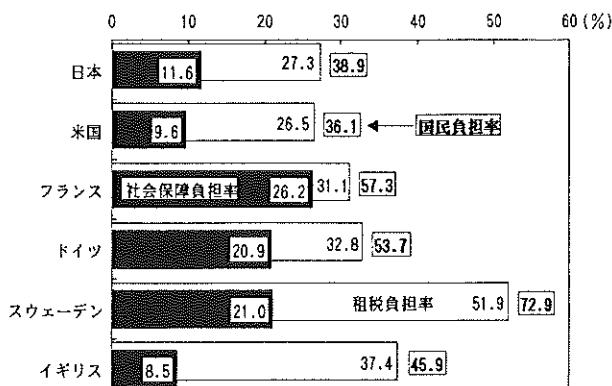
「超高齢化社会」への突入に際して、最も懸念されるものの一つが国民負担率の上昇であろう。各国における高齢化率と国民負担率の関係を見たものが図・表3である。高齢化の進んだ国では社会保障関連費が高くなる傾向にあり、高齢化の進展程度と国民負担率との間には正の相関関係が認められる。現時点で最も高齢化が進んでいるスウェーデンでは国民負担率は72.9%と高く、逆に比較的高齢化の進展していない米国や我が国の国民負担率は40%以下となっている。もちろん、各国により制度が異なるため、ほぼ同じ高齢化率でも国民負担率に大きな格差が存在しているし、国民の負担を社会保障負担で賄うか租税負担で賄うかの按分はまちまちである(図・表4)。しかし、ヨーロッパ諸国をしおぐ高齢国へと変ぼうしていく我が国は、今後国民負担率の上昇を免れられない可能性が高い。社会保障制度は、現役世代から引退した高齢者世代への所得移転という側面を持っている。社会保障制度の維持のために過度に国民負担率が上昇することは現役世代の勤労意欲を削ぐだけでなく、制度そのものへの国民的合意をも崩壊させかねない。21世紀には否応なしに到来する「超高齢化社会」を前に、この国民負担率の上昇をいかに抑制していくかが、我々の抱える最も重要な課題の一つとなるであろう。

図・表3 高齢化と国民負担率(1991年)



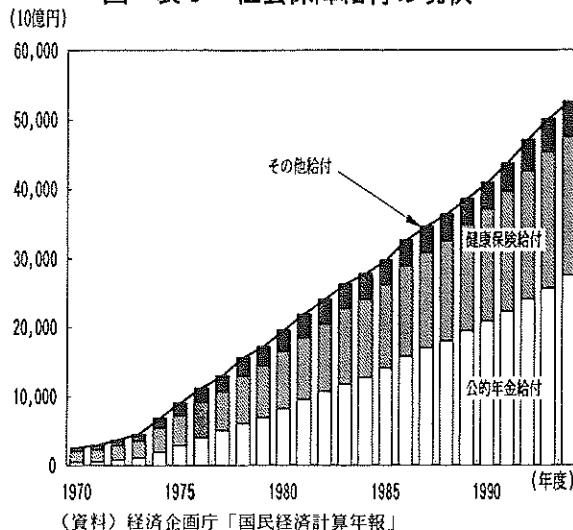
(資料) 経済企画庁「国民経済計算年報」、  
厚生省人口問題研究所「人口統計資料集1993」

図・表4 各国の国民負担率



(資料) 経済企画庁「国民経済計算年報(1994)」

図・表5 社会保障給付の現状



(資料) 経済企画庁「国民経済計算年報」

## 2. 成熟化する社会保障制度

戦後、我が国の社会保障制度は、生活保護、失業対策中心からスタートし、昭和36年に国民皆保険、皆年金となった後、経済成長が給付水準の引き上げを可能としたこともあって著しい充実を遂げてきた。出生から死亡に至るまで、人の一生涯にわたって病気やけが、障害、育児、失業、所得の喪失など、社会的な援助を必要とする事態をほぼ網羅的に保障するに至っている。このため、国民生活の安定を図る上で社会保障制度の担う役割はますます重要度を高めており、社会保障に対する国民の期待もますます大きく膨らんできている。この一方で、このシステムを維持するための負担の増大も続いてきた。

年金制度の充実や高齢化の進展に伴って、社会保障制度は、「現役世代から高齢者世代へ所得を再分配するシステム」という側面が重要になって

きている。図・表6は、1994年度における「現役世代から高齢者世代への所得再分配のフロー」の状況を模式的に示したものである。ここでは問題点を明らかにするために、以下のような大胆な単純化を行っている。

- ①60歳以上の高齢者は全く働いていない（労働収入もゼロである）<sup>2</sup>
- ②財産所得はゼロである<sup>3</sup>
- ③健康保険給付は、現役世代と高齢者世代の両方が受給している<sup>4</sup>
- ④間接税による税収は、社会保障制度による所得の再分配には全く関与していない<sup>5</sup>

現役世代は働いて得た所得（雇用者所得と営業余利）から所得税や住民税などの税金や年金保険料や健康保険料などの社会保障負担を支払っている。現役世代も病気になれば健康保険給付を受けることができる所以、税、社会保険料控除後の所得に健康保険給付を加えた約260兆円が現役世代

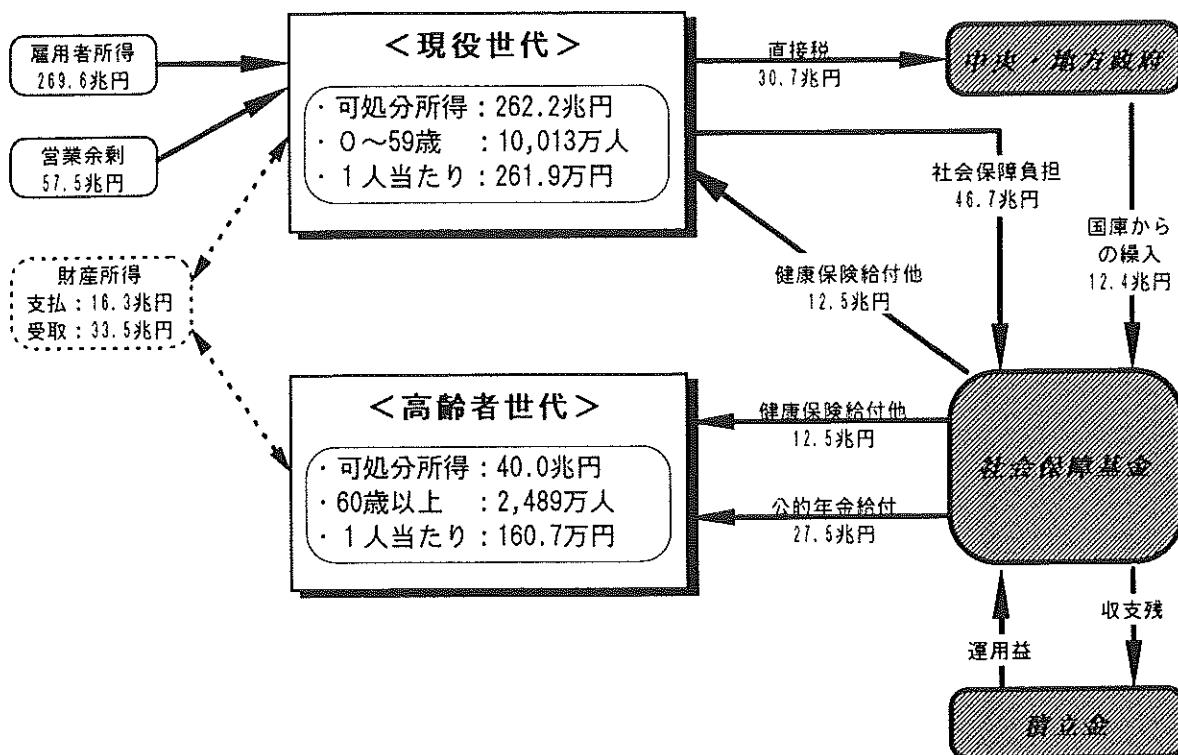
<sup>2</sup>現状では9割以上の企業が定年時期を60歳以下に設定していることや、公的年金保険料の払込が終了するのが60歳ころであることから、60歳を現役と高齢者世代の区切りとした。

<sup>3</sup>計算から除外した財産所得も考慮に入れるに、現役世代と高齢者世代の格差はさらに縮まると考えられる。保有資産が相対的に少なく住宅ローンの返済も抱えている現役世代は財産所得の支払が多く受取は少ないのにに対し、高齢者世代は支払は少なく受取が多いと考えられるためである。

<sup>4</sup>年齢階層別の一般診療医療費をもとに、健康保険給付を現役世代と高齢者世代に按分した。

<sup>5</sup>実際には高齢者世代も所得税、住民税を納税しているが、高齢者の人的控除が厚く公的年金控除等があるため、所得が公的年金のみの世帯の課税最低限は現役の給与所得者に比べて高いことから、直接税の負担を現役世代のみとする単純化を行っている。

図・表6 現役世代と高齢者世代の所得再分配のフロー(1994年度)



(注) 雇用者所得、営業余利、財産所得、直接税、社会保障負担、公的年金給付、健康保険給付の金額は、全て国民経済計算の家計部門における所得支出し勘定の数値を採用した。

(資料) 経済企画庁「国民経済計算年報」、厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口(中位推計値)」

の「可処分所得」となる。現役世代は子供の養育を行っているから、子供も含めた現役世代の世帯の一人当たり可処分所得は、総額を60歳未満の人口で割った260万円強ということになる。他方、高齢者世代は引退して働いておらず、所得の源泉は年金給付と健康保険給付を加えた約40兆円である。高齢者世代の一人当たり可処分所得は160万円強となり、これは現役世代世帯の一人当たり可処分所得の約6割に相当している。

今後、人口構造の高齢化がさらに進む我が国においては、社会保障制度の成熟化によって「一人当たりの給付単価の上昇」と「受給者の増加」という二つの要因から社会保障給付が急速に拡大することが予想される。さらに少子化による若年世代の人口減少は、「被保険者の減少」により一人当たりの負担を増大させるため、現役世代と高齢者世

代の所得再分配のバランスを大きく崩しかねない。以下では、今後増大が予想される社会保障給付、これに伴う社会保障負担の程度、現役世代と高齢者世代の所得再分配のバランスについて検証してみたい。

#### (1) 公的年金制度

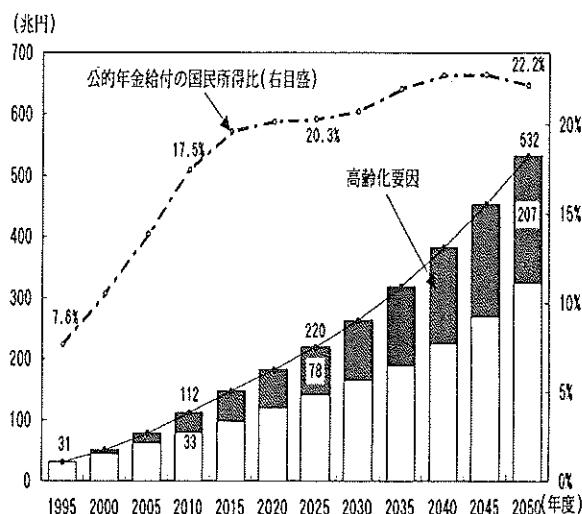
公的年金給付は社会保障給付全体の過半を占めている。また、世代間扶養の仕組みを採っているため、高齢化の影響がダイレクトに現れやすいという特性を持っている。この意味でも公的年金の動向は、今後の社会保障の動きを占う上で最も重要なであろう。

公的年金給付の今後の推移を試算したものが図・表7である。国民年金・厚生年金は、共に「平成6年財政再計算(厚生省)」(以下財政再計算と呼

\*家計調査などで使われる可処分所得の概念には健康保険の給付は入らない。

ぶ)の数値をSNA(国民所得統計)ベースで評価したものであり、共済年金は財政再計算による厚生年金の将来推計に人口動態を加味して推計した。公的年金給付は、1995年度には30兆円であるものが2025年度に220兆円、2050年度には530兆円にまで増加する見込みである。一人当たり給付額を財政再計算と同じ速度で増加させ人口構造を現在と同じに保った場合と比較すると、年金給付額の増加のうち約4割弱が人口構造の高齢化によるものであることがわかる。年金給付額の国民所得比を見ても、1995年度に7.6%であるものが2025年度に20.3%、2050年度には22.2%へと大きく上昇する見込みである。増大する年金給付のために年金保険料の引き上げ、国庫からの繰り入れの増加が必要で、国民の負担感も膨れ上がる恐れがある。

図・表7 高齢化により増大する公的年金給付



- (注) ①国民年金・厚生年金給付は、厚生省「平成6年財政再計算」を基にSNAベースで評価した。  
 ②共済年金は、厚生年金の給付水準の動きに人口動態の動きも加味して試算した。  
 ③その他の経済要因の前提は、標準報酬の上昇率を年率4%、消費者物価上昇率を年率2%、運用利回りを年率5.5%、生産者一人当たり雇用者所得の伸びを年率4%とし、国民所得の伸びは一人当たり雇用者所得の伸びを基に推計した。人口動態は厚生省の中位推計値を採用した。  
 ④一人当たりの給付水準を財政再計算と同じ動きとし、95年の年齢階層別人口割率が96年以降も不变であった場合の公的年金給付総額を計算し、差分を高齢化要因とした。

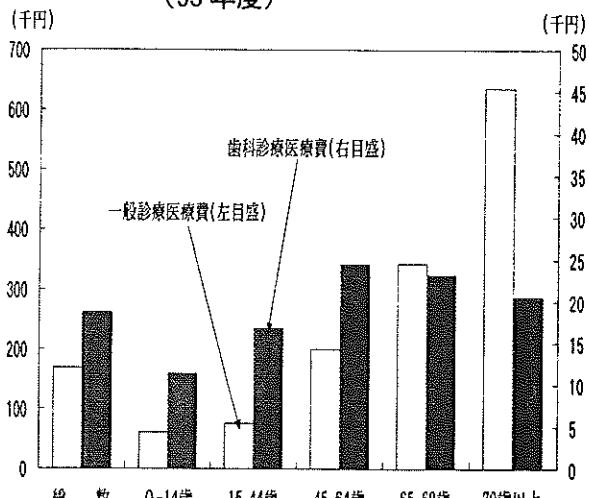
(資料) 厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口(中位推計値)」、厚生省「平成6年財政再計算」

## (2) 健康保険制度

健康保険の給付額は社会保障給付全体の4割程度を占めている。若い現役世代に比べて高齢者の医療費は相対的に高いため、高齢化の進展に伴い医療費の増大がおこることになる。

93年度の一般診療医療費と歯科診療医療費を一人当たり・年齢階層別に見たものが図・表8である。歯科診療医療費に比べて一般診療医療費は年齢格差が大きく、65歳以上の高齢者層の医療費は15-44歳層の6倍弱にも上っている。一般診療医療費の国民医療費全体に占める割合が9割弱であることも考え併せると、高齢化の進展により国民医療費は大きく膨れ上がる事が予想される。

図・表8 年齢階層別1人当たり診療医療費  
(93年度)



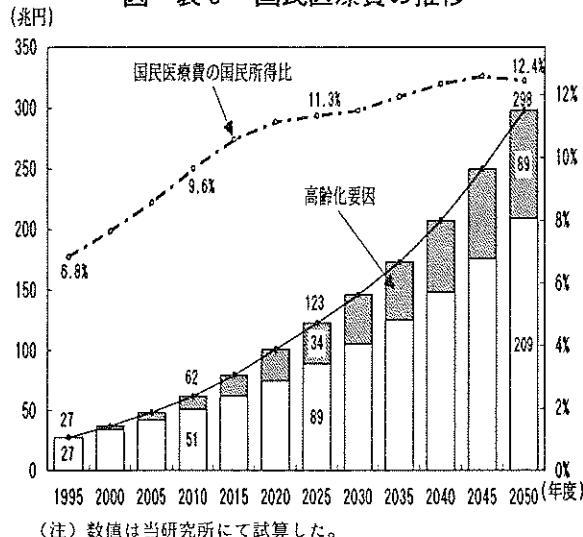
(資料) 厚生省「平成5年度国民医療費」

ここでは、年齢別の人1人当たり一般診療医療費、歯科診療医療費が一人当たり雇用者所得と同じスピードで伸びていくと仮定し、人口構造の高齢化によって国民医療費がどの程度の伸びとなるのかを試算した。国民医療費は1995年度に30兆円であるものが、2025年度に120兆円、2050年度には300兆円にまで膨れ上がる見込みである。将来的年齢階層別の人1人当たり雇用者所得と同じスピードで伸びていくと仮定した場合と比較すると、医療費の増加の3分の1

1近くが高齢化による増大部 分であり、2025年度が30兆円、2050年度が90兆円となっている。また、国民医療費の国民所得比は、1995年度の6.8%が2025年度に11.3%、2050年度には12.4%となると試算される。

現実には医療の高度化にともなって、一人当たり医療費の伸びは所得の伸びを上回るものと考えられ、ここでの試算は過少推計である可能性が大きいことに注意しなくてはならない。

図・表9 国民医療費の推移



(注) 数値は当研究所にて試算した。

### (3) その他の社会保障制度

公的年金や健康保険以外の社会保障給付の全体に占めるシェアは現在では約1割と小さく、その過半を占めているのは失業や労災に備えた雇用保険である。このため、この部分の給付の増大は公的年金や健康保険のように高齢化の影響で増大することはなく、国民所得の伸びに沿った程度の伸びとなるため影響も限定的と考えられる。

しかし、公的年金、健康保険以外の社会保障制度として公的介護保険制度の導入が検討されている点には留意が必要である。この制度がどのようなものになるかは不確定だが、制度が導入されれば医療費の削減には寄与するものの、新たな負担

となる可能性もある。厚生省の「21世紀福祉ビジョン」では、在宅サービスと施設整備の充実と児童対策の充実を図り、年金、医療、福祉等の給付構造を現在の5:4:1から5:3:2程度に変えることでバランスのとれた社会保障制度を目指すことを提言しており、2025年度の福祉等給付の国民所得比は4.5%<sup>7</sup>まで上昇するとしている。

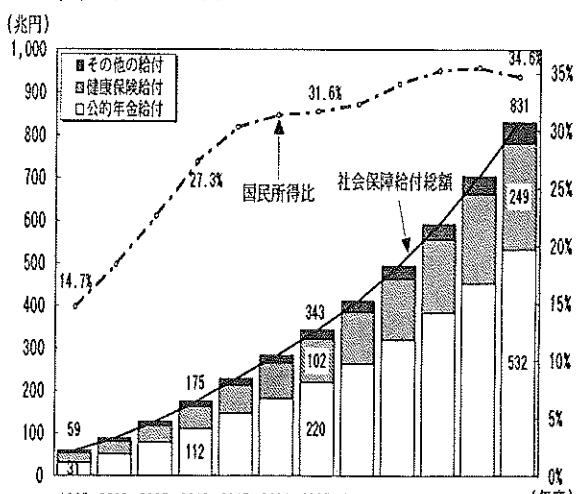
ここでは、公的介護制度の具体像が固まっているため試算から外すこととした<sup>8</sup>。

### (4) 高負担社会の到来

#### 1) 高まる国民負担率

年金、健康保険、その他の社会保障給付の各々についての将来の給付額の推計を基に社会保障給付総額を計算したものが図・表10である<sup>9</sup>。社会保障給付額は95年度に60兆円であるものが2025年度に340兆円、2050年度には830兆円にまで増大する見込みとなっており、国民所得比で見ても、95年度の14.7%から2025年度に31.6%、2050年度には34.6%と2倍以上まで膨れ上がる見込みである。

図・表10 制度別の社会保障給付見通し



(注) 数値は当研究所にて試算した。

<sup>7</sup>「21世紀福祉ビジョン」では、前提となる国民所得の伸びを2000年度までは平均5~4%、それ以後は4~3%と仮定しているため給付額を単純に比較することはできない。しかし国民所得比で見れば、所得の伸びの違いによる影響は限定的と考えられる。

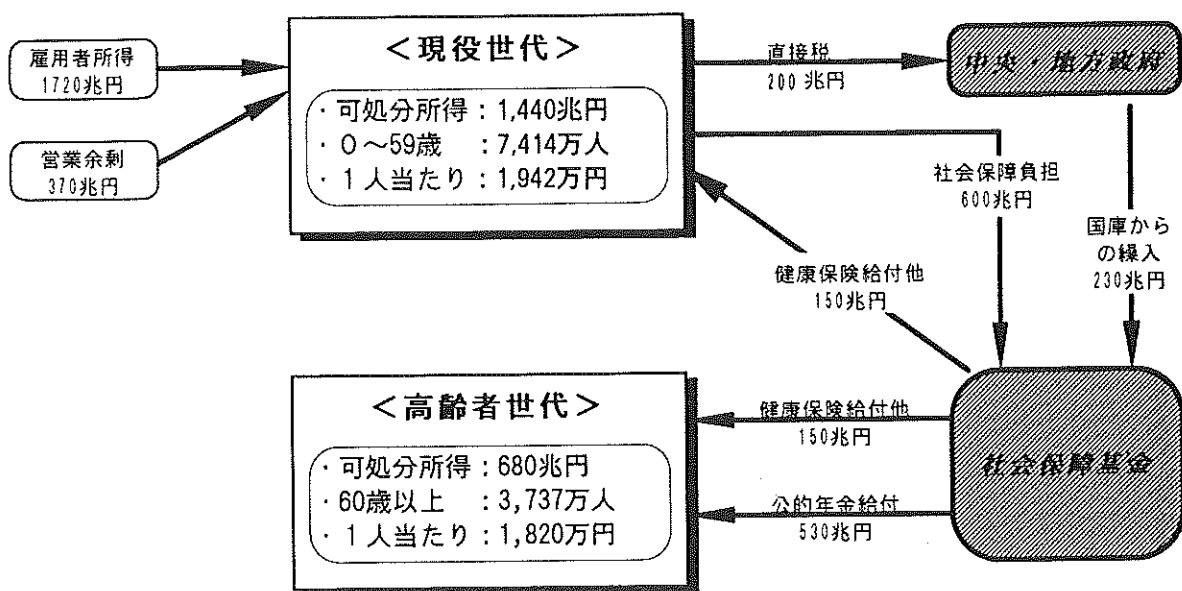
<sup>8</sup>労働保険部分はこれまでの15~59歳人口1人当たりの給付額をもとに、その他の部分についてはこれまでの60歳以上人口1人当たりの給付額をもとに、人口動態を織り込んで試算した。

<sup>9</sup>健康保険給付は、93年度の国民医療費に占める自己負担の割合等をその後も変わらないと仮定して算出した。

社会保障給付を賄う財源は、「被保険者からの保険料（通常、社会保障負担と呼ぶ）」「国庫からの繰入金」「積立金の運用収入・取り崩し」の三つである。現在日本では年金支給額にくらべ保険料収入が多いことから年金の積立金が増加している。このため社会保障制度全体でみても積立金の残高が増加しているが、いずれは年金の黒字は縮小し毎年の保険料収入と国庫からの繰り入れで社会保障給付を賄う状態になる。「積立金の運用収入・取り崩し」によってピーク時の負担が若干軽減される可能性もあるが<sup>10</sup>、積立金の取り崩しは永久に続けられるものではないし、積立金の残高を社会保障給付額の一定比率に保とうとすれば運用収入を給付の財源とすることには限りがある。「国庫からの繰入金」はもともと国民の税金であるため、社会保障負担を抑制しようとして国庫か

らの繰り入れを増加させても、財政収支のバランスを保つためには租税負担率を上げざるを得ず、結局税金と社会保険料の按分を変える効果しか持たない。社会保障給付の全額を「被保険者からの保険料」と「国庫からの繰入金」を通じた租税負担で賄うと考え、これを社会保障関連の負担とすればこの国民所得比は給付の国民所得比と同じになる。国民負担率は社会保障関連部分を除いた租税負担率が1994年度の19.9%<sup>11</sup>で横ばいに推移したとしても、国民負担率は2050年度に約54.5%まで膨れ上がることになる。このように現在計画されている社会保障制度の改革スケジュールのもとでは、国民負担率がかなり上昇することになるであろう。公的介護制度が導入された場合には、国民負担率が60%に迫る可能性も否定できない。

図・表11 現役世代と高齢者世代の所得再分配のフロー（2050年度）



(注) 人口以外の数値は当研究所にて試算した。

(資料) 厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口(中位推計値)」

<sup>10</sup>年金積立金の運用利回りが低下すれば将来取り崩し可能な積立金額が減少し、負担の増加となる。財政再計算などで見込まれている運用利回りが低下すれば保険料率の引き上げが必要になる。

<sup>11</sup>94年度の「租税負担額」から「社会保障基金の他の一般政府部門からの経常移転」差し引き、これを国民所得で除して算出した。97年度には特別減税（2兆円）の廃止、消費税率の引き上げ（3→5%）が予定されており、租税負担率はさらに高まる可能性が高い。

## 2) 高負担社会の問題点

「平成6年財政再計算（厚生省）」等をもとにした試算<sup>12</sup>をもとに、2050年時点における図・6と同じ所得の再分配のフローを描くと図・表11のようになる。ここで注目されることは、1994年度には現役世代の可処分所得の約6割であった高齢者世代の可処分所得が、2050年度にはほぼ現役世代と同水準になってしまうことである<sup>13</sup>。この試算は大胆な単純化の下に行ったものであり現実を正確に描写したものではないが、高齢者世代と現役世代の一人当たり可処分所得の比率が現在に比べ大きく上昇することは間違いない。

現役世代の所得から高齢者への所得移転の規模があまりに大きくなると現役世代の勤労意欲が阻害され、社会が活力を失う可能性が高い。引退した高齢者の所得は何らかの方法で確保しなくてはならないので、自分で貯蓄して老後に備えるという制度でも、年金などの社会保障でも同じではないかという考え方がある。この意味では社会保障は強制的な貯蓄と考えることができよう。しかし、現在の消費を削って老後に備えてどの程度の貯蓄を行うかは多分に個人の選択問題である。最終的に老後に備えた「貯蓄」が必要であるとしても、これを強制的に行うか自主的に行うかでは、勤労意欲に与える影響に大きな差があるであろう。現役世代は税や社会保障料を支払った後の所得の中から自分の老後や子供の将来に備えた貯蓄も行わなくてはならない。果たして所得の中のこれほど多くの割合を引退世代に移転することに現役世代が合意するだろうか。現実にはすべての人が自助努力で老後に備えることは不可能であり、公的な社会保障制度は不可欠だが、現在の制度のままでは所得の再分配の規模が極めて大きくなることを考えると、「公的制度」と「自助努力」のバランスの再考は不可避である。

<sup>12</sup>公的年金の保険料は「平成6年財政再計算（厚生省）」をもとに、これ以外の社会保障負担についてはこれまでの所得比の推移をもとに試算し、「被保険者からの保険料」を算出した。「国庫からの繰入金」は「社会保障給付総額」 - 「被保険者からの保険料」により算出した。

<sup>13</sup>老齢厚生年金の支給開始年齢は2013年度まで65歳に引き上げられる予定であるが、60歳から65歳までの間も報酬比例部分の給付が行われるため高齢者世代の区分を60歳とした。区分を65歳からとすると高齢者世代の一人当たり可処分所得はさらに高まる。

実際に国民負担率が70%に達しているスウェーデンはもちろん、50%前後の国々においても社会保障制度のスリム化に着手せざるを得ない状況に追い込まれているのが現状である。高齢者介護の問題も含めて、どこまでを国が関与し、どこまでを国民の自助努力で賄うのか、今のうちから真剣に考えておく必要がある。

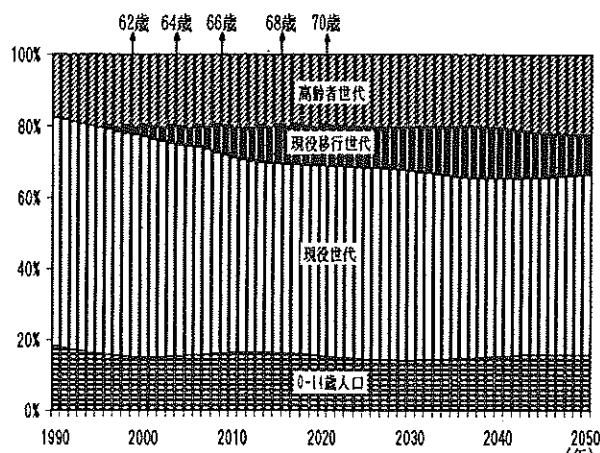
## 3. 求められる高齢者の見直し

社会保障負担が増大する原因の一つは「給付の対象となる高齢者」と「負担の主体である勤労世代」の割合の急速な変化である。逆にこれはこの「割合」を安定化させれば負担率の高まりをある程度是正できることを示唆していることになる。本格的な超高齢化社会が到来する前に、我々はもう一度「高齢者」について考え方を直してみる必要があるのではないだろうか。平均寿命が70歳程度であった30年前の高齢者と21世紀の高齢者は、決して同じではないはずである。

### (1) 高齢者再定義～年齢から占率へ

94年度の年金制度の改正では老齢厚生年金の支給開始年齢が徐々に65歳にまで引き上げられることになっているが、現時点では60歳から支給される。また、9割以上の企業が定年時期を60歳以下に設定している。このためここまで試算では60歳以上の人を高齢者として扱ってきた。しかしここでは、「高齢者世代」の一部を徐々に「現役世代」へと移行させていくことを検討してみたい。95年時点で60歳以上としている「高齢者世代」を、2～3年に一度程度のペースで61歳以上、62歳以上……といった具合に1歳ずつ引き上げていき、2020年までに70歳以上とした場合の各世代別のシェアを見たものが図・表12

図・表12 高齢者の再定義



(注) 前期高齢者、後期高齢者は当研究所にて区分した。  
(資料) 厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口(中位推計値)」

である。ここで「現役移行世代」とは、新たに現役世代へと移行した高齢者を意味している。これによれば、「高齢者世代」の割合が95年の20%程度で一定に推移することがわかる。

仮に、このように高齢者の一部を現役へ移行させるという世代のシフトがスムーズに行われた場合には、社会保障制度に生じるひずみが負担面と給付面の両面から解消していくに違いない。しかし言うまでもなく、現実はそれほど易しい話ではない。身体面や精神面の問題だけではなく、高齢者の就業状態や所得・資産の状況とも密接に関係してくるからである。所得もなく就職も難しい高齢者に負担を求めるのは無理であろうし、年金給付開始時期を遅らせれば生活に困窮する者も出てくるに違いない。逆に十分な所得や勤労収入がある高齢者にとっては、制度負担への参画は決して不可能な話ではないのである。以下では、雇用面と所得・資産面から高齢者の現役移行の可能性について検証してみたい。

## (2) 雇用面から見た現役移行の可能性

社会保障の負担期間の延長や支給開始年齢の後期化を実現していくためには、働く意志と能力のある高齢者が働ける環境にあることが重要であろう。しかし、高齢者から無理やりに引退の自由を奪っ

てしまったのでは、決して「豊かさ」は実感できないであろう。また、働く意志と能力のある高齢者には活躍してもらえるような仕組み作りが求められている。以下では、21世紀の高齢者の雇用環境について見ていきたい。

### 1) 最近の状況

現在景気は緩やかな回復をたどっているものの、雇用環境は厳しく失業率は史上最悪の水準で推移している。バブル期に過剰な採用が行われたことに加え、バブル崩壊後の景気低迷が長期間続いていることが問題を大きくしている。特に高齢者にとっては厳しい状況であり、55~64歳の失業率は全年齢平均の3%強をはるかに上回る5%弱に達している。労働市場からの一時退避により、労働力人口にカウントされていない潜在的な失業者も加えればこの数字は更に高まるうことになる。

高齢期における勤労者の意識調査を見ると、高齢者の就業意欲は決して低くないことがわかる。働く限りずっと働きたいという人や65歳ないしは70歳くらいまで働きたいという人は、男性で3人に2人、女性でも2人に1人程度存在している。また、60歳以上で職に就いている高齢者に対象を限定した場合、男女ともに10人に9人が少なくとも65歳までは働きたいと考えているのである。

図・表13 「何歳くらいまで働きたいか?」

(%, ( )内は累計)

	働く限りずっと	70歳くらいまで	65歳くらいまで
全年齢計	33.5(33.5)	6.0(39.5)	17.6(57.1)
男性合計	34.2(34.2)	8.3(42.5)	22.8(65.3)
50~59歳	29.4(29.4)	8.0(37.4)	31.4(68.8)
60~64歳	39.3(39.3)	20.0(59.3)	31.9(91.2)
65歳以上	63.4(63.4)	22.1(85.5)	9.7(95.2)
女性合計	32.6(32.6)	2.7(35.3)	10.4(45.7)
50~59歳	28.8(28.8)	2.3(31.1)	20.5(51.6)
60~64歳	45.3(45.3)	11.3(56.6)	30.2(86.8)
65歳以上	73.5(73.5)	18.4(91.9)	— (91.9)

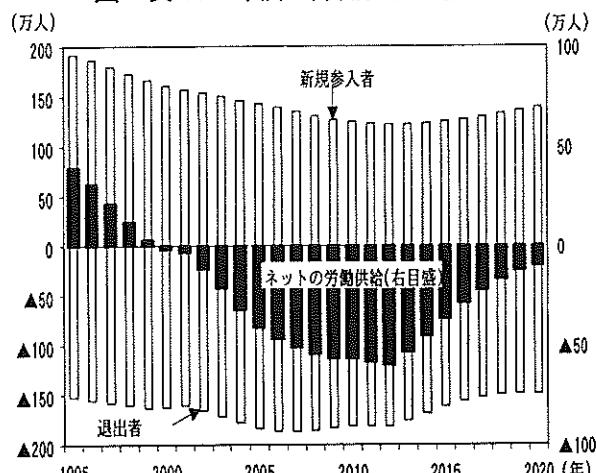
(資料) 総理府「勤労意欲に関する世論調査(平成5年1月)」

しかし他方で、全体の93%の企業が雇用期間の満了である定年時期を60歳以下に設定していることも事実である。希望者全員を対象とした少なくとも65歳までの勤務延長制度や再雇用制度を有している企業は16%程度しか存在していない<sup>14</sup>。就労意欲のある高齢者がやむを得ず引退している背景には、高齢者の意識と企業の雇用制度との間には大きなミスマッチが存在している。

## 2) 今後の動向

次に今後の労働力を供給面から見てみると、急速に進行してきた少子化を背景に労働力人口は今後減少に転ずる見込みである。これまでほぼ一貫して労働力人口が増加してきた我が国にとって、初めての経験ということになる。図・表14は年齢別の人口構造の変化による2020年までの労働市場への新規参入者と退出者の推移を見たものである。2000年以降ネットの労働供給はマイナスに転じ、2010年には50万人強の供給減となることがわかる。2000~2020年の労働供給減を累計すると700万人強にも上り、過剰雇用が存在している現在の状況から、いずれ慢性的な労働力不足に陥る可能性が高いと判断される。

図・表14 今後の労働供給の推移



(注) ①厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口(中位推計値)」をもとに当研究所にて試算した。

②新規参入者数は、進学率を考慮した若年の参入のみ考慮した。

③退出者数は、65~65歳人口を単純平均して算出した。

<sup>14</sup>総務庁「雇用管理調査(平成6年)」

<sup>15</sup>総理府「世論調査(平成6年3月)」

700万人にも上る現役世代の減少は、企業にとって深刻な問題となることが予想される。この試算では女性労働力人口の増加を加味していないが、これを考慮に入れても将来労働力が不足することに変わりはなく、我が国にとって高齢者労働力の確保は必須の課題となるに違いない。しかしこの様な状況下においては、これまで若い世代ほどたくさん存在するというピラミッド構造にマッチしてきた年功賃金制度や年功序列型の人事制度は、一転して企業の高コスト構造の元凶になりかねない。年功賃金制度の終焉は定年時期の延長を可能とするだけではなく、退職金・企業年金など福利厚生制度の見直しを促す効果も持っているため、短期間の就労者ほど不利となるような状況は徐々に解消されていくであろう。これに連動する形で、パートタイム、嘱託、コンサルタントといった多様かつフレキシブルな就業形態が整備されていくとみられ、高齢者の雇用機会は拡大していくに違いないであろう。

また、公共サービスに高齢者の労働力を活用していくことも検討されるべきであろう。環境問題への対応や高齢者の介護、社会活動などといった公共サービスにふさわしい分野でも、今後人員を必要とするからである。高齢者の意識調査<sup>15</sup>を見ても、約8割の高齢者が地域社会との交わりを希望している他、社会活動としてボランティアを希望している高齢者も約3割存在しており、運営次第ではかなりの希望者を見込めるに違いない。また、労働の対価として、現金支給だけに限らず、社会保障負担の「みなし納付」としていく方向も検討の余地がある。運営費用の問題は残されるものの、社会保障の負担期間の延長や年金支給開始年齢の後期化とセットで考えれば決して不可能ではないだろう。

### (3) 多様な高齢者

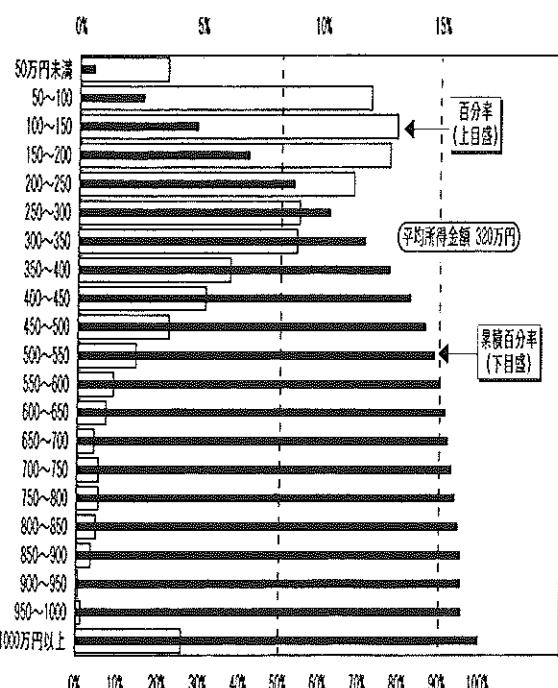
我が国では、これまでともすれば、高齢者はすべて低所得であり社会的弱者であるという見方が強く、社会の様々なシステムはこのような構図を前提として作られてきたところがある。しかし、戦後の高成長を背景にストック経済化が進んでおり、高齢者は所得・資産面でも多様である。

#### 1) 高齢者の所得・資産環境

まず、高齢者の所得状況について見ておく。図・表15は、高齢者世帯の所得金額階級別の分布を見たものである。高齢者世帯の平均所得金額は320万円であるが、100～150万円未満の世帯が13.2%と一番多く、250万円未満の世帯で半分以上を占めている。全世帯では、半分以上の世帯が500万円以上の所得を手にしていることを考えると、高齢者の所得水準は決して高くはない。しかし、所得金額が150万円未満の世帯が3割弱ある一方で、500万円以上の世帯も1割程度存在しており、さらに高所得の世帯があるなど同じ高齢者といっても所得水準には大きな格差がある。

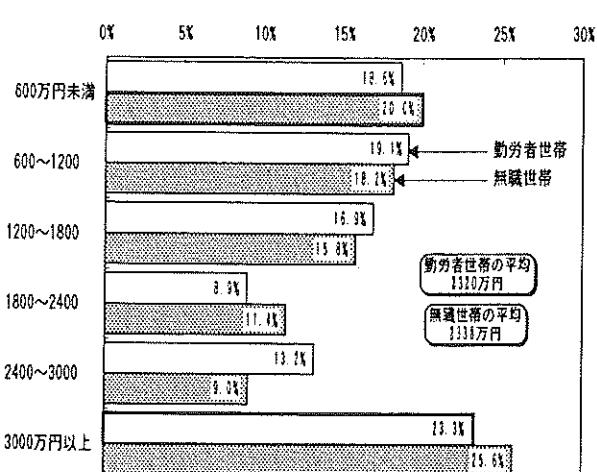
高齢者の資産面はどうであろうか。世帯主年齢が60歳以上世帯の貯蓄現在高の分布を見たものが図・表16である。ここで言う貯蓄とは、各種預貯金、生命保険、有価証券などの合計であり、持家などの不動産は含まれていないので、資産総額はより大きなものであろう。高齢者世帯のうちで、勤労者世帯の平均は2320万円、無職世帯が平均は2338万円で、いずれも現役世代を上回っている。若いうちに働いて貯蓄をし老後には貯蓄を取り崩すというライフサイクルを考えれば当然のことではあるが、高齢者の中でも持てる者とそうでない者に二極分化していることには留意する必要がある。高齢者の勤労者世帯、無職世帯とともに、4分の1程度の世帯が3000万以上の貯蓄を保有している一方で、600万円未満の世帯も2割程度存在しているのである。

図・表15 高齢者世帯の所得金額階級別  
世帯数の分布



(資料) 厚生省「国民生活基礎調査(平成6年)」

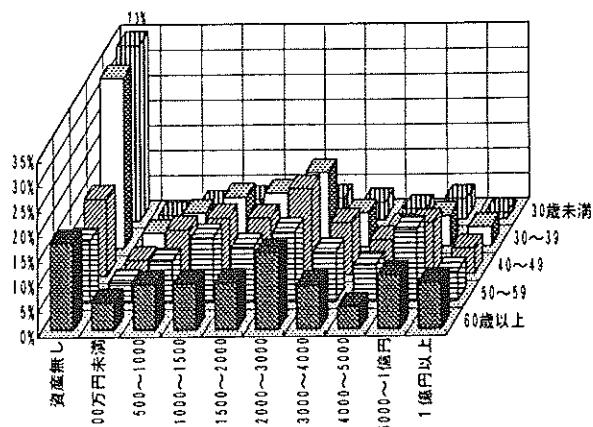
図・表16 60歳以上世帯の貯蓄現在高  
階級別構成比



(資料) 総務省「貯蓄動向調査報告(平成6年)」

住宅・宅地資産の保有状況を年齢階層に見たものが図・表17である。40歳となるころには保有率が8割を超えており、また、約半数の高齢者が2000万円以上の住宅・宅地資産を所有していることがわかる。貯蓄額とも合わせて考えると、平均値でみた高齢者の保有資産は決して少なくはないし、高齢者を個別にみれば、極めて多額のストックとしての資産を保有している高齢者がかなりいると言えるであろう。

図・表17 年齢階層別住宅・宅地資産の保有状況



(資料) 総務庁「全国消費実態調査報告」

## 2) 高齢者資産の活用

高齢者の所得・資産環境は、フローの所得こそ少ないものの、住宅・宅地を含めた資産はかなり保有しているという特徴があることがわかった。公的年金はこの少ないフロー所得を補う意味で、極めて重要な役割を担っていると考えられる。しかし、社会保障制度の成熟化により現役世代と高齢者世代の所得バランスにひずみが生じる中、現役世代の負担だけに頼ることには限界がある。この豊かな高齢者資産をうまく活用する方法を考えてみたい。

高齢者の比較的豊かな資産を流動化させ高齢者のフローの所得を補うスキームとしてリバース・モーゲージを活用し、高齢者の自助努力を促して

いくことも重要であろう。高齢者の資産保有には格差が存在しているためすべての高齢者には当てはまるわけではないが、リバース・モーゲージの活用により公的年金のみに頼らなくとも生活していく高齢者も相当数存在しているに違いないからである。リバース・モーゲージは、現在のところ武蔵野市や世田谷区などの自治体が実施している他はそれほど例がなく、特に民間部門の取り組みはかなり慎重となっている。契約が長期に及ぶため、価格変動リスクの評価が難しいことも一因と考えられる。

また、資産を流動化して所得とするにしても、自分の「老後」の期間がどれくらいになるかは、個々の高齢者にとっては不確定であることも問題である。リバースモーゲージによる所得の保障が一定期間に限定されなければ、それ以上に長生きするという「リスク」が発生することになる。リバースモーゲージが広く活用されるためには、多数のリバースモーゲージ利用者を集めて「保険」的な機能を持たせ、生涯にわたる所得を保障するなどの手法の検討が必要であろう。

## (4) 相続税の活用

それぞれの個人にとってみれば寿命が何年になるかは不確実である。高齢者が現役時代に蓄えた貯蓄を老後の生活で徐々に取り崩して行くにしても、人生の最後でちょうどすべてを使い切るということではなく、将来にそなえた貯蓄が残るのが普通であろう。一方、現在65歳以上の高齢者のいる世帯の公的年金を受給割合は96.1%（厚生省「国民生活基礎調査」平成6年）に達している。すなわち、殆どすべての世帯で高齢者が相続財産として残す資産の少なくとも一部は公的な社会保障給付による所得で形成されたものと言ってよいであろう。

相続税は相続人が財産を取得したことに対する所得税という側面や、個人の機会の均等を実現するための富の再分配という側面があるといわれて

いる。しかし、相続財産の一部は社会保障給付による所得があったから残ったものと考えれば、相続税に社会保障給付で得られた所得の還付という性格をつけ加えることもできるのではないか。  
(注：こうした相続税の性格は野口悠紀夫「税制改革のビジョン」1994年が指摘している)

これまで相続税については、法定相続人一人当たりの控除額が引き上げられるなど、課税最低限が引き上げられてきた。相続税の負担は大きいといつて一般的の認識とは逆に、現実には相続税が課税される相続の割合は低い。しかし、「社会保障給付によって形成された資産の還付」という観点に立てば、低い税率を設けて課税最低限を下げるのも検討されるべきではないだろうか。相続税の重税感の原因の一つには、不動産など流動性の低い資産を相続した場合にフローの所得に比べて現金で納付すべき税額が大きくなるという点がある。広く相続税を賦課すればこうした問題が拡大する恐れはあるが、これを回避する方法として分割納付や年賦払いを広く認めるなどの方法が検討に値するのではないだろうか。

### III. 21世紀超高齢化社会へ向けて

21世紀は直ぐそこに来ているが、我が国は世界に前例を見ない「超高齢化社会」を迎えるとしている。戦後の世界に例を見ない高成長率を支えてきた様々な経済・社会システムも今後は通用しなくなる可能性が高い。中でも、社会保障制度は、超高齢化社会のもとでは現役世代と高齢者世代の所得バランスを崩しかねない。このような状況下では、現役世代の勤労意欲は低下し、経済全体の活力が失われてしまう恐れが大きい。

高齢化そのものは平均寿命の伸びなど経済社会の発達の成果もあり、喜ぶべきことだ。高齢化に伴って経済成長率の低下が懸念されているが、実質成長率が人口の伸びを上回っていれば、国民

一人当たりの所得は増加するので、すべての世代が現在より豊かな生活をすることが可能なはずだ。社会保障制度の問題は所得の分配の問題である。現状のトレンドのままでは、現役世代の負担が高くなりすぎる。極端な現役世代の負担の増加は、勤労世代の勤労意欲を阻害して経済の停滞を招いたり、世代間の助け合いの仕組みである社会保障制度そのものに対する国民的な合意の崩壊を招く恐れがある。老後に備えた貯蓄は何らかの形で行わなければならないにしても、どこまでを公的制度で行い、どこからは個人の選択とするのかの議論が必要である。

ここでは、現役世代の過重な負担を軽減するために、3つの方向を指摘した。第一は、高齢者の就業を促進することである。日本の高齢者の就業意欲は強いが現実には就労は困難な状況にある。多様な雇用制度の導入や公共サービスでの高齢者の活用などの方策が考えられよう。第二は、高齢者の多様性への配慮がもっと必要であるということである。高齢者の所得・資産状況は個別に大きく異なっており、必ずしもすべての高齢者の生活を一律に社会保障のみでカバーする必要はないのではないだろうか。フローの所得は無くてもストックの資産の大きい高齢者に対しては、リバースモーテージなど資産を活用した所得保障のシステムも検討されるべきであろう。第三は相続税の見直しである。相続資産の一部は現役世代からの移転によって形成されている。資産の再分配という相続税の機能はストック経済化に伴ってますます重要なのはいるものの、相続税の課税の対象の見直しが必要であろう。

超高齢化社会の到来まで残された時間は僅かである。21世紀を活力ある長寿社会とするためにも、「どこまでを国が関与し、どこまでを自助努力とするのか」について、国民全体のコンセンサスを形成していくことが急務といえる。社会保障

制度は長期にわたる負担と給付の関係で成り立っており、制度の急な変更はできない。国民は現在提示されている社会保障制度の将来像を前提に自らの老後を設計するしかない。老後の準備にはそれなりの時間が必要なことを考えれば、将来の改革の方向を明確にかつ、ただちに示す必要がある。高齢化社会への対応は「今なら間に合う、明日では遅すぎる」のである。